

政令第 号

自然環境保全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の七において準用する同法第十八条第二項並びに同法第六十条第一項及び第三項、第六十一条第一項並びに第六十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

- 4 法第三十五条の七において準用する法第十八条第二項の規定により自然保護取締官に行わせる権限は、法第三十五条の四第三項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

本則に次の四条を加える。

（取締官）

第七条 法第六十条第一項の政令で定める者は、警察官及び海上保安官とする。

(担保金の額に関する基準)

第八条 法第六十条第三項の基準は、違反の種類、その罪につき定められた刑、違反の程度、違反の回数等を考慮して定めなければならない。

(担保金等の提供)

第九条 担保金(担保金の提供を保証する書面(以下「保証書」という。))に記載されているところに従って提供されるものを除く。第一号において同じ。)又は保証書は、次に掲げるところに従って提供されなければならない。

一 担保金にあつては、法第六十条第一項の規定による告知があつた日の翌日から起算して十日以内(取締官がやむを得ない事由があると認めて当該告知があつた日の翌日から起算して二十日を超えない範囲内において当該期間を延長したときは、その期間内)に、同項に規定する違反者又は同項に規定する事件に係る船舶の船長その他主務大臣が担保金を提供する者として適当と認める者から、本邦通貨で提供されること。

二 保証書にあつては、次に掲げる要件に適合するものが前号の期間内に提供されること。

イ 当該保証書が提供された日の翌日から起算して一月以内に本邦通貨で担保金が提供されることを保証するものであり、かつ、当該保証書に記載されているところに従つて担保金が確実に提供されると認められるものであること。

ロ 当該保証書に係る担保金を提供する者が前号に規定する者に該当するものであること。

2 前項第一号及び第二号イの期間の末日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たるときは、その日は、当該期間に算入しない。

（主務大臣及び主務省令）

第十条 法第六十条第二項、第六十一条第一項及び第六十二条第一項並びに前条第一項における主務大臣は、警察官に係る事件については内閣総理大臣、海上保安官に係る事件については国土交通大臣とし、法第六十条第三項における主務大臣は、内閣総理大臣及び国土交通大臣とする。

2 法第六十三条における主務省令は、内閣府令・国土交通省令とする。

附 則

この政令は、自然環境保全法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二十号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

理由

自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴い、外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等に関し
取締官の範囲、担保金等の提供手続等を定める等の必要があるからである。